

事業名 ~さらに清潔できれいなまちを目指して~
民有地の不法投棄物を回収します

ここがポイント	◆これまで区道、区有地のみで対応していた不法投棄物の回収について、民有地についても、土地管理者等からの通報、依頼に基づき、区が対応します。	予算額	658万円
		区分	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 臨時(<input type="checkbox"/> 新規・ <input type="checkbox"/> 継続) <input type="checkbox"/> レベルアップ

区では、令和4年4月から、「清潔できれいなまちの実現に向けた取組」として、区内の繁華街(新橋、六本木、赤坂)で早朝清掃を実施しています。

落書きの除去や道路清掃などを行い、地域の方からも「路面がきれいになった」などの声が届いている一方、民地(住宅や私有地)における**不法投棄物**が目立っており、課題となっています。

不法投棄物の放置は、まちの美観を損ねるとともに、新たな不法投棄を誘発することから、民有地における不法投棄対策が必要です。

令和5年度から新たに、民有地の所有者等からの通報、依頼に基づき、**区が不法投棄物の回収**を行います。

また、同じ場所への不法投棄の再発防止策として、環境リサイクル支援部、各地区総合支所、防災危機管理室が部門を超えて連携し、**民地の所有者等に対して防犯カメラやセンサーライトの貸与、警告看板の設置支援**を実施します。

《不法投棄から回収までのイメージ》

問合せ 	課長 環境課 大浦 ☎ 03-3578-2485(直通)
	係長 環境課 環境政策係 星川 ☎ 03-3578-2486(直通)